

商業施設等への期日前投票所の設置（新設）促進に対する要望書について（回答）

- 提出者：U Aゼンセン鳥取県支部
- 受付日：平成 27 年 11 月 27 日
- 回答日：平成 28 年 1 月 20 日

1 多くの人が往来する商業施設への期日前投票所の配置について

【回答：選挙管理委員会事務局 Tel 22-8147】

本市では、27 年 4 月の統一地方選挙から市街地にあり多くの人が往来する商業施設に期日前投票所を設置いたしました。利便性が良く、多くの方が活用され投票率の向上に寄与していると思われるので引き続き設置したいと考えています。

2 期日前投票所での投票済証明書発行について

【回答：選挙管理委員会事務局 Tel 22-8147】

期日前投票所での投票済証明書発行について期日前投票所での投票済証明書については、平成 26 年 12 月の衆議院選挙から希望される方には証明書を発行しております。今後の選挙におきましても引き続き発行したいと考えています。

3 投票済証明書を用いた期日前投票所設置商業施設を含めたサービス・プレミアムへの支援について

【回答：商工課 Tel 22-8129】

投票率向上のために選挙割引を行うサービスは、各店舗やイベント企画広告会社など民間事業者が企画されるケースが多く、自社努力の範疇であり、自治体の予算措置で行っている事例を見ません。

商工団体に対し、他自治体の選挙の際の民間事業者の事例を示し、市内事業者に情報を提供することは可能と考えます。